

生駒市条例第30号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月19日

生駒市長 山下 真

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、その閲覧に供するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。